

## ① 図書の作成[配慮書(の案)]

事業者は、事業の計画について複数の案を設定し、それぞれの案が環境に及ぼす影響を比較した計画段階環境配慮書を作成します。

## ② 公告・縦覧

事業者は図書を作成した際は、日刊新聞等への掲載等により公告するとともに、図書を市役所、区役所等に備え置いて、市民のみなさんに公表します。

また、同時に事業者のウェブサイトでも公表します。

## ③ 説明会

事業者は、図書の記載内容を市民のみなさんに周知するため、説明会を開催します。

## ④ 環境の保全の見地からの意見

環境の保全の見地からの意見を有する方はどなたでも、市長あて、図書の内容について意見を述べるすることができます。

## ⑤ 見解書

事業者は、図書に対して述べられた環境の保全の見地からの意見についての見解を記載した見解書を作成し、市長に送付します。

## ⑥ 見解書の告示・縦覧

市長は、事業者から見解書の送付を受けた際は、これを告示するとともに、図書を市役所、区役所等に備え置いて、市民のみなさんに公表します。

## ⑦ 札幌市環境影響評価審議会

学識関係者等で組織する札幌市環境影響評価審議会に対して図書の内容について諮問します。審議会は専門的な見地から調査審議し、その結果を答申します。

## ⑧ 市長の意見

市長は、よせられた意見や審議会の答申を踏まえて図書の内容を検討し、事業者に対して環境保全の見地からの意見を述べるとともに、その意見を記載した書面を公表します。

## ⑨ 第2種事業の判定(スクリーニング)

第2種事業について、事業の内容や事業が実施される地域の環境の状況等を考慮して、方法書以降の手続を行う必要があるかどうかを判定します。

## ⑩ 図書の作成[方法書]

環境影響評価を実施する前に事業計画の内容、環境影響評価の項目や実施方法を選定する環境影響評価方法書を作成します。

## ⑪ 図書の作成[準備書]

事業者は、環境影響の調査結果や環境保全措置の検討結果を記載した環境影響評価準備書を作成します。

## ⑫ 公聴会

市長は、準備書の内容及び準備書に寄せられた意見に対する事業者見解について広く意見を聴くため、公聴会を開催します。

## ⑬ 図書の作成[評価書]

事業者は、準備書の手続を通じて出された市長意見、環境の保全の見地からの意見を踏まえて準備書の記載事項について検討し、必要に応じて修正を行った上で環境影響評価書を作成します。

## ⑭ 図書の作成[事後調査報告書]

事業者は、評価書に記載した事後調査計画に基づき事後調査を実施し、その結果を記載した事後調査報告書を作成します。